

ページ	行	訂正・追記・補充・疑問点箇所
21P	口絵写真 (議会議長)	8代 永田瑞義 ↓ 7代 永田瑞義 9代 前田 毅 ↓ 8代 前田 毅 に訂正
65P下段	6行目	「弥五郎畑」のベツケ ↓ バツケ
79P下段	17行目及び 19行目	長州本平家物語 ↓ 長門本平家物語
79P下段	17行目	僧俊寛 ↓ 僧俊寛
167P下段	18行目	三方荒神 ↓ 三宝荒神
195P上段	8行目	村田二郎右衛門経宣 ↓ 村田二郎右衛門経昌
216P下段	9行目	庶子 ↓ 龜子 (そし)
238P下段	17行目	岩山 ↓ 岩川
249P下段	15行目	寛保九歳 ↓ 寛保九年

270P上段	1行目	高屋 ↓ 高尾が正当と思われるが確認資料がない。
280P下段	5行目	山下。 ↓ 山下・
294P下段	16行目	郷土 ↓ 郷土
310P上段	20行目	大晦日 ↓ 裁判記録によれば明治31年1月19日となっており、これは旧曆明治30年12月27日に当たる。大晦日は旧曆12月29日であるので、大晦日に死んだことにはならない。
325P下段	6行目	残銀ニメ ↓ 残銭ニメ
377P下段	11行目	馬執巖 ↓ 馬場巖
423P上段	6行目	坂 ↓ 大坂
428P上段	分隊旗の写真	説明文 (私領五番隊分隊旗) の下に ↓ 北越村上於本営ニ受取之也との墨書あり
449P上段	18行目 19行目	山口甚周 ↓ 山口長周の誤刻である 松田□□ ↓ 松田昌福 加塩□□ ↓ 加塩正右衛門 以上は、「西南の役戦没者名簿」南州神社から
456P上段	2〜3行目	昭和8年頃の記録では、軍夫9人 (1基) を含む94名86基の墓石があったようである。

483P下段	7行目	養部↓美濃部																																																																		
499P上段	9行目	<table border="0"> <tr> <td>月野</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(陸軍)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中原光</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>・</td> <td>3</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>柴四郎</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>・</td> <td>8</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>佐々木佐津美</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>・</td> <td>8</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>高田市次</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>・</td> <td>9</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>松尾喜義</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>・</td> <td>10</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>吉田里美</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>・</td> <td>10</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>赤松頼武</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>・</td> <td>11</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>支那</td> </tr> </table> <p>註 戦没者名は町役場福祉課資料による(月野地区は戦死者名簿資料により右が判明したので499ページ月野(陸軍)の松田親雄の前に挿入してください)。</p>	月野						(陸軍)						中原光	1	3	・	3	・	柴四郎	1	3	・	8	・	佐々木佐津美	1	3	・	8	・	高田市次	1	3	・	9	・	松尾喜義	1	3	・	10	・	吉田里美	1	3	・	10	・	赤松頼武	1	3	・	11	・					1							支那
月野																																																																				
(陸軍)																																																																				
中原光	1	3	・	3	・																																																															
柴四郎	1	3	・	8	・																																																															
佐々木佐津美	1	3	・	8	・																																																															
高田市次	1	3	・	9	・																																																															
松尾喜義	1	3	・	10	・																																																															
吉田里美	1	3	・	10	・																																																															
赤松頼武	1	3	・	11	・																																																															
				1																																																																
					支那																																																															

503P下段	16行目	<p>503ページ下段〜504ページ上段6行目まで抹消し次のように改める。</p> <p>はその管轄となったが、郷校は分県以前の鹿児島藩か旧鹿児島時代が開校し分県によって校名を変更したものが多くという。岩川は都城県第四郷校、恒吉は都城県第二十一郷校となった。岩川小学校記録の沿革に「明治四年七月都城県第四郷校創立」とあるが七月に廃藩置県があり岩川はまだ鹿児島県である。都城県は十一月から始まるので岩川村誌の沿革にいう都城県第四郷校時代は「自五年二月」としていいのではないだろうか。あるいは「四年七月」は「五年七月」の誤りとも思われる。また同誌の「至五年十月」は誤りで都城県が廃止されるのは六年一月である。</p> <p>恒吉村坂元の奴久妻与太郎の教員辞令に「小学生申付候事 壬申九月 第拾九郷校」とある。翌六年には与太郎の子の兼修に対する辞令は「第二十一郷校」となっている。都城県の郷校は恒吉は第二十一で、近隣の末吉は第十四、国分第十六、松山第二十三郷校である。福山、財部、市成は不明であるが、分県前の旧鹿児島時代恒吉は第十九郷校として発足し都城県になっても出願などの処理の関係で、しばらく推移しその後都城県第二十一郷校となったのではないかと思われる。</p>
--------	------	--

8 2 5 P 下段	7 6 4 P 下段	7 5 3 P 上段	7 0 4 P 上段	6 4 5 P 下段	6 4 4 P 下段	6 4 3 P 上段	5 8 4 P 上段	5 3 5 P 上段
1 4 行 目	1 行 目 以 降 に 追 記	1 6 行 目 以 降 に 追 記	1 9 行 目	1 3 行 目	1 2 行 目 1 8 行 目	1 8 行 目	6 行 目 9 行 目	2 行 目
川原 ↓ 小字の東川原のことか	平成6年3月末で電話業務は廃止され放送のみとなった。	平成5年3月30日県道工事により下岡別府に明治32年架橋の小さな石橋(池田橋)が発見された。解体された石材は中札建設により保管された。	有馬 ↓ 有島	三十三年 ↓ 三十五年	組合員二百八名 ↓ 事業調査では269人 百三ヶ所 ↓ 三ヶ所	熊谷熊哉 ↓ 熊谷熊弥	拘地 ↓ 抱地	山口卓二 ↓ 山口卓志

5 3 3 P 下段	5 0 5 P 下段
9 〜 10 行 目	1 2 行 目 14・15 行 目 の 間 に 挿 入
<p>岩川小学校の沿革 天明四年軍治館設立 明治四年七月都城第四郷校創立 (七月は廃藩置県 都城は四年十一月からとなるので四年七月は誤り) 六年鹿児島県外城第五十二郷校と改称 以下省略 (岩川村誌) 軍治館時代 自明治二年五月 至五年正月 士族ノ子弟ノミニシテ結髪帯刀シテ出館シタリ袴ハ 一カ月ニ二三回着シタルモノノ如シ館ハ旧岩尾城御 飯屋ナリキ館ハ桐野利秋ノ命名スルトコロナリト云 フ (明治二年二月藩政改革に伴う教育制度) 都城第四郷校時代 自五年二月 至五年十月 (都城廃止は六年一月からであるから五年十月は誤り) 鹿児島県外城第五拾貳郷校時代 自明治五年十一月 至明治九年七月</p>	<p>奴久妻兼修 ↓ 奴久妻与太郎 【壬申十月 助教授…】と【癸酉 粟一表…】の間に 与太郎の子兼修の教員辞令を記す。 を挿入</p>

972P下段	16行目から	973ページ上段1行目までの文中に庶子とあるのは↓ 龜子
972P上段	2行目	【茂随法義也】の次に【貞昌惣領家ト云ハ我等父貞景養子ト】を挿入
973P上段	22行目 23行目	引例↓引列 十二……シテ↓十二歳ニシテ
973P下段	7行目	四人有り↓四人有り
975P上段 ”	15行目 14行目 23行目	庶子↓ 龜子